

消費税仕入れ控除に関するQ&A

質問	回答
1 消費税仕入れ控除とは何のことか。	確定申告で、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除することです。 支援金の交付を受けた場合に、さらに消費税の還付も受けていた場合、結果として2重に支払っていること(益税)になる場合があるため、府に報告いただく必要があります。
2 いつまでに報告する必要があるか。	事業完了後に行う確定申告により、消費税及び地方消費税の確定申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合、速やかに(1ヶ月以内が目安)、「仕入れに係る消費税相当額報告書」を府に提出していただくことになります。 なお、補助金の対象となった仕入控除税額相当分について、府に還付いただく必要がありますのでご留意願います。 また、報告様式及び提出方法も含め後日、府のHPで案内をさせていただく予定です。
3 返還(還付)する必要がある場合、いつまでにしなければならないか。	「仕入れに係る消費税相当額報告書」を府に提出していただいた後、内容を確認させていただき、返還が必要な場合は納付書を送付しますので、期限内(発行日から約2週間後)に指定の金融機関でお支払いいただくことになります。
4 当法人が消費税を申告すべき事業者かどうかどうしたら分かるのか。	免税事業者かどうかは、税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。
5 当法人は、消費税を申告する課税事業者であるが、計算方法が「簡易課税方式」か「個別対応方式」か「一括比例配分方式」か分からぬ。	税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。
6 当法人は、消費税の申告にあたり、「簡易課税方式」をとっているが、府への「仕入れに係る消費税相当額報告書」の提出は必要か。	実績報告書に簡易課税方式である旨ご記載いただいている場合は提出の必要はありませんが、それ以外の場合は、確認が出来ないため提出いただく必要があります。
7 特定収入割合が5%を超える場合でも、「仕入れに係る消費税相当額報告書」の提出は必要か。	仕入控除税額の返還は不要となりますが、報告書は提出していただくことになります。
8 特定収入とはどういうものか。	(1)租税、(2)補助金、(3)交付金、(4)寄附金、(5)出資に対する配当金、(6)保険金、(7)損害賠償金、(8)資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨(きしや)金(お布施、戒名料、玉串料など)のことです。 詳しくは、税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。
9 補助金返還額の計算方法や報告書様式への記載方法について教えてほしい。	後日、京都府HP上で掲載いたします。